

証券コード 9628  
令和元年6月3日

株 主 各 位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号  
本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号  
**燦ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 播 島 聡

## 第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願ひ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号  
公益社 千里会館 会場：まほろば

### 3. 目的事項

- 報告事項 1. 第90期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

以上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<https://www.san-hd.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、168,488,820円となります。  
これにより、中間配当（1株につき27円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき57円となり、前期と比べ1株につき7円の増配となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和元年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 取締役会の議事運営における柔軟性を確保するため、現行定款第23条（取締役会）第1項を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                              | 変 更 案                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                               | 第1章 総則                                                                                      |
| (公告方法)                                                                               | (公告方法)                                                                                      |
| 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法による。                                                       | 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する方法による。 |
| 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役会)                                                             | 第4章 取締役および取締役会<br>(取締役会)                                                                    |
| 第23条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> | 第23条 <u>取締役会の招集は、取締役会の定める取締役会規程による。</u>                                                     |
| 2～4 (条文省略)                                                                           | 2～4 (現行どおり)                                                                                 |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | の 野 呂 裕 一<br>(昭和37年8月30日生) | 昭和61年4月 アメリカン・ライフ・インシ<br>ュアランス・カンパニー入社<br>平成6年7月 A I Gマーケティング出向<br>(A I G株式会社)<br>平成13年4月 エイアイジー・スター生命保<br>険株式会社出向<br>平成16年6月 アメリカン・ライフ・インシ<br>ュアランス・カンパニー顧客<br>戦略統括部長<br>平成18年4月 当社入社、執行役員マーケ<br>ティング戦略部付部長<br>平成19年6月 当社取締役マーケティング戦<br>略部付部長<br>平成20年6月 当社常務取締役マーケティン<br>グ戦略部長兼東京支店長<br>平成21年6月 当社専務取締役情報システム<br>担当マーケティング戦略部長<br>兼東京支店長<br>平成23年6月 当社取締役副社長情報システ<br>ム・マーケティング戦略担当<br>平成25年6月 当社代表取締役副社長<br>平成28年4月 当社代表取締役社長<br>平成31年4月 当社代表取締役会長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 会 長 | 32,800株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2         | はり し ま きと<br>播 島 聡<br>(昭和37年9月25日生) | 昭和62年4月 株式会社リクルートコンピュータープリント(現株式会社リクルートコミュニケーションズ)入社<br>平成11年4月 当社入社<br>平成15年10月 当社大阪営業部付部長<br>平成17年4月 当社執行役員<br>平成18年6月 当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当<br>平成19年6月 当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当<br>平成21年6月 当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当<br>平成23年6月 当社取締役副社長人事・購買担当<br>平成25年6月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当<br>平成27年4月 当社代表取締役副社長<br>平成31年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 社 長 | 71,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3         | みや じま やす こ<br>宮 島 康 子<br>(昭和41年3月5日生) | 昭和63年4月 大正海上システム開発株式会<br>社(現MS&ADシステムズ<br>株式会社)入社<br>平成9年3月 アメリカン・ライフ・インシ<br>ユアランス・カンパニー入社<br>平成18年5月 当社入社<br>平成20年4月 当社マーケティング戦略部付<br>部長<br>平成21年6月 当社執行役員マーケティング<br>戦略部付部長<br>平成22年6月 当社常務執行役員マーケティ<br>ング戦略部長<br>平成28年4月 当社専務執行役員情報システ<br>ム本部長<br>平成29年6月 当社取締役情報システム本部<br>担当兼情報システム本部長<br>平成30年4月 当社取締役情報システム本部<br>担当兼情報システム本部長兼<br>情報システム部長<br>平成31年4月 当社取締役専務執行役員<br>情報システム部担当<br>マーケティング企画部担当兼<br>マーケティング企画部長、シ<br>ステム&オペレーション部担<br>当兼システム&オペレーショ<br>ン部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株 式 会 社 公 益 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員 | 7,200株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4         | まと ぼ もと し<br>的 羽 元 司<br>(昭和38年5月9日生) | 昭和62年4月 光洋精工株式会社(現株式会<br>社ジェイテクト)入社<br>平成3年4月 株式会社テザック入社<br>平成10年10月 当社入社<br>平成16年10月 当社総務人事部総務担当部長<br>平成18年6月 当社執行役員総務部長<br>平成19年6月 当社取締役コンプライアンス<br>担当兼総務部長<br>平成22年6月 当社常務取締役総務・人事・<br>人事企画・コンプライアンス・<br>内部監査担当兼秘書部長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員<br>コンプライアンス・内部監査<br>担当兼管理本部長兼総務部長<br>平成25年6月 当社常務執行役員コンプライ<br>アンス・内部監査担当兼管理<br>本部長兼総務部長<br>平成28年6月 当社取締役管理本部・企画本<br>部・コンプライアンス・内部<br>監査担当兼管理本部長兼総務<br>部長<br>平成31年4月 当社取締役常務執行役員<br>コンプライアンス・内部監査・<br>経理部・購買部・人事部・不<br>動産管理部・総務部担当兼総<br>務部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株 式 会 社 公 益 社 取 締 役 常 務 執 行 役 員 | 7,200株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5         | はら だ まき とし<br>原 田 雅 俊<br>(昭和30年2月9日生) | 昭和52年4月 松下電器産業株式会社(現パ<br>ナソニック株式会社)入社<br>平成15年6月 同社労政グループ<br>グループマネージャー<br>平成20年4月 同社役員<br>人事・総務・保信担当<br>平成20年6月 同社取締役<br>平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研<br>究所 代表理事(現任)<br>平成22年4月 パナソニック株式会社<br>常務取締役<br>平成23年4月 同社常務取締役 関西代表<br>平成24年6月 同社常務役員 関西代表<br>平成26年6月 株式会社公益社監査役<br>平成27年6月 当社社外監査役<br>平成28年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事 | 0株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6         | 末川久幸<br>(昭和34年3月17日生) | 昭和57年4月 株式会社資生堂入社<br>平成19年2月 同社事業企画部長<br>平成20年4月 同社執行役員経営企画部長<br>平成21年6月 同社取締役執行役員経営企画部長<br>平成22年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長<br>平成23年4月 同社代表取締役執行役員社長<br>平成25年4月 同社相談役(現任)<br>平成26年6月 新田ゼラチン株式会社 社外取締役(現任)<br>平成29年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社資生堂 相談役<br>新田ゼラチン株式会社 社外取締役 | 0株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田雅俊、末川久幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
4. 社外取締役を除く各取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者 野呂裕一氏は平成28年4月から代表取締役社長として、平成31年4月から代表取締役会長として、企業価値向上に向けて当社グループの経営をリードしており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者 播島 聡氏は平成25年6月から代表取締役副社長として、また、平成28年4月から主要子会社である株式会社公益社の代表取締役社長、平成31年4月から当社代表取締役社長として当社グループの経営戦略、営業戦略の推進に貢献しており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者 宮島康子氏は平成29年6月から取締役として情報システム部門、子会社マーケティング企画部門を担当し、加えて平成31年4月からは取締役専務執行役員として当社マーケティング企画およびシステム&オペレーション部門を担当しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

- (4) 取締役候補者 羽元司氏は平成28年6月から取締役として、平成31年4月からは取締役常務執行役員としてコンプライアンス・内部監査・経理部・購買部・人事部・不動産管理部・総務部を担当しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者 原田雅俊氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外監査役としての在任期間は1年であり、また、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 同氏は、平成26年6月から平成28年6月まで、当社の子会社である株式会社公益社の監査役でありました。
- (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者 末川久幸氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
- (3) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、原田雅俊および末川久幸の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、原田雅俊および末川久幸の両氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
- 取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となります。  
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。  
 なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1         | はた かつみ<br>泰 一二三<br>(昭和34年5月28日生) | 昭和60年9月 監査法人中央会計事務所入所<br>平成5年3月 公認会計士登録<br>平成18年9月 みずぎ監査法人 パートナー<br>就任<br>平成19年8月 監査法人トーマツ（現有限責<br>任監査法人トーマツ）入所<br>パートナー就任<br>平成27年6月 当社顧問<br>平成27年6月 当社常務執行役員監査担当<br>平成28年6月 株式会社公益社監査役（現任）<br>平成28年6月 当社常勤監査役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株 式 会 社 公 益 社 監 査 役 | 0株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2         | ほん ま かず まさ<br>本 間 千 雅<br>(昭和32年7月21日生) | 昭和57年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br>平成7年10月 同行国際企画部調査役<br>平成9年10月 株式会社日本インベスターズサービス（現株式会社格付投資情報センター（R&I））出向<br>同社主席アナリスト<br>平成13年5月 株式会社三井住友銀行 市場事務部部長代理<br>平成15年1月 同行退職<br>平成24年1月 弁護士登録<br>平成24年6月 株式会社新潟公益社取締役（現任）<br>平成26年12月 本間法律事務所設立 同事務所代表（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社新潟公益社取締役（株式会社新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。） | 0株          |
| 3         | み かみ ゆう と<br>三 上 祐 人<br>(昭和29年12月16日生) | 昭和56年9月 協和発酵株式会社入社<br>昭和58年12月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社<br>平成元年1月 ソニー・ブルコ生命保険株式会社（現ソニー生命保険株式会社）入社<br>平成10年4月 同社事務企画部統括部長<br>平成19年4月 同社医務部統括部長<br>平成22年4月 株式会社メモリード・ライフ入社<br>執行役員顧客サービス部長<br>平成23年6月 同社取締役執行役員顧客サービス部長兼システム部長<br>平成26年9月 行政書士登録<br>平成29年6月 行政書士三上祐人事務所長（現任）                                                                        | 0株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本間千雅、三上祐人の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 本間千雅、三上祐人の両氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役を除く監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。  
監査役候補者 秦 一二三氏につきましては、同氏が長年、公認会計士として培われた知識と経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役候補者の選任理由ならびに社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
- (1) 本間千雅氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は金融機関や格付機関における業務を通じた企業財務分析力をあわせ持ち、葬祭会社（株式会社新潟公益社：新潟市）に取締役として関与することで、企業経営者としての見識を有しており、また、同氏の弁護士としての経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。
- (2) 三上祐人氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は生命保険に精通するとともに、葬儀互助会のグループ会社の経営に関与したことで、企業経営者としての見識を有しており、また、同氏の行政書士としての経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。
6. 監査役との責任限定契約について  
当社は、秦 一二三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。  
また、本間千雅、三上祐人の両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
責任限定契約の概要は、次のとおりであります。  
監査役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

**第5号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成21年6月26日開催の当社第80期定時株主総会において、年額3億5千万円以内と定めた固定枠と支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（ただし、1億円を上限とする。）とする変動枠の合計額以内とし、また、上記の取締役の報酬とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円を上限として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役にに対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、上記ストックオプションの報酬等の限度額と同額とする年額1億円以内として設定いたしたいと存じます。また、本議案が承認可決されることを条件に上記ストックオプションの報酬等の額の定めを廃止することといたします。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を取得するための報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会が定める地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対しても、割り当てる予定です。

**第6号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件  
当社は、平成28年6月23日開催の当社第87期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本株主総会の終結の時までとされておりま

す。つきましては、旧プランの内容を一部改定し、後記「2. 提案の内容」記載の内容にて更新する（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）とともに、当社定款第12条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ごの意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、人と組織にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりま

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの目的

当社は、上記1.に記載したとおり、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

本プランは、当社が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを目的としており、上記1.に記載した基本方針に沿うものであると考えております。

### (2) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提示した計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当て等の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注1）を講じます（以下、それらの施策を合わせて「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の関与

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については注2ご参照）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のいずれかに該当する委員3名以上から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、本プランを発動しようとする場合には、原則として、株主意思確認のための株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認します。

なお、本プラン更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです（更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については注2ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）に係る株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内（初日不参入。以下、特に断らない限り期間の計算方法につき同様とします。）に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める

様式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限（買付説明書を受領した日の翌日から起算して60日間を上限とします。）を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

#### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の詳細、その結果等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦ 買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書、買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社グループの事業の規模、社会性及び特殊性等に鑑み、原則として本必要情報が提出された日の翌日から起算して30日間を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会から、独立委員会が十分と認める情報等を受領してから原則として60日間が経過するまでに（但し、下記(e)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を30日間を限度として延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要と認める場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施前日までの間、その中止等の勧告（例えば、新株予約権の無償割当ての場合には、行使期間開始日（下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告）を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(p) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は30日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主意思確認のための株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨を勧告する場合、又は独立委員会が上記(e)③により延長された検討期間を経過してもなお本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合で、取締役会が本新株予約権の無償割当て

等の実施が相当と認める場合には、実務的に開催が不可能である等、合理的理由がある場合を除き、本新株予約権の無償割当て等の実施の承認等を議案とする株主総会の招集手続を速やかに行うものとします。当社取締役会は、当該株主総会の招集手続を実施する際、買付説明書及び本必要情報の概要、当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「意思確認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、意思確認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。なお、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権無償割当て等の実施を承認しない旨の決議が行われるまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)により開催された株主総会において、本新株予約権の無償割当て等の実施が承認された場合、必要に応じて新株予約権の無償割当て等の実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行い、これを実施するものとします。当該株主総会が本新株予約権の無償割当て等の実施を承認しなかった場合には、当社取締役会はこれに従うものとします。

上記(f)に基づく株主意思確認のための株主総会が開催されない場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告があればこれを最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実及びその理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、株主意思確認のための株主総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当と認められる場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載される株主総会の決議又は(g)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
  - (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが客観的・合理的に判断できる買付等である場合
- (5) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
  - (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
  - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
  - (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個の目的である株式（注11）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所（但し、主たる取引所が変更された場合には、それに従うものとします。）における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者（注12）、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者（注13）、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(6) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容は、本新株予約権の無償割当ての場合には原則として上記2.(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」で定めた内容とし、その他の施策の場合にもこれに準じて施策の概要が明らかになる内容とします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任を含みます。以下「有効期間」といいます。）は、本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求め  
る決議を行うことなどが考えられます。

(注2) 独立委員会規則として、以下のような事項が定められています。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣  
から独立している、当社社外取締役(選任される予定の者を含む。)、  
当社社外監査役(選任される予定の者を含む。)、または社外の有  
識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、  
社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社  
の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主た  
る研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、  
また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管  
注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければな  
らない。
- ・独立委員会委員の任期は、本株主総会終了後3年以内に終了する事  
業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。  
但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限り  
でない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立  
委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された  
場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了す  
るものとする。
- ・独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、速やかに上記選任要件  
を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任す  
る。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員  
の残任期間と同じとする。
- ・独立委員会は、本プランに定められた事項の決定等を行うとともに、  
当社取締役会から諮問された事項の判断を行う。
- ・独立委員会は、各独立委員会委員によって招集され、その決議は、  
原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過  
半数をもってこれを行う。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、本議案に  
おいて別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含  
みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。  
以下、本議案において同じとします。

- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本議案2.(3)(a)②において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。以下、本議案において同じとします。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類株式を指すものとします。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。

- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下（注13）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

原 田 雅 俊 （はらだ まさとし）

【略歴】

昭和30年2月9日生

昭和52年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社

平成15年6月 同社労政グループ グループマネージャー

平成20年4月 同社役員 人事・総務・保信担当

平成20年6月 同社取締役

平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事（現任）

平成22年4月 パナソニック株式会社 常務取締役

平成23年4月 同社常務取締役 関西代表

平成24年6月 同社常務役員 関西代表

平成26年6月 株式会社公益社監査役

平成27年6月 当社社外監査役

平成28年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般社団法人国際産業関係研究所代表理事

原田雅俊氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、原田雅俊氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

末川久幸（すえかわ ひさゆき）

【略歴】

昭和34年3月17日生

昭和57年4月 株式会社資生堂入社

平成19年2月 同社事業企画部長

平成20年4月 同社執行役員経営企画部長

平成21年6月 同社取締役執行役員経営企画部長

平成22年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長

平成23年4月 同社代表取締役執行役員社長

平成25年4月 同社相談役（現任）

平成26年6月 新田ゼラチン株式会社 社外取締役（現任）

平成29年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社資生堂 相談役

新田ゼラチン株式会社 社外取締役

末川久幸氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、末川久幸氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

本 間 千 雅 （ほんま かずまさ）

【略歴】

昭和32年7月21日生

昭和57年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行

平成7年10月 同行国際企画部調査役

平成9年10月 株式会社日本インベスターズサービス（現株式会社格付投資  
情報センター（R&I））出向 同社主席アナリスト

平成13年5月 株式会社三井住友銀行 市場事務部部長代理

平成15年1月 同行退職

平成24年1月 弁護士登録

平成24年6月 株式会社新潟公益社取締役（現任）

平成26年12月 本間法律事務所設立 同事務所代表（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社新潟公益社 取締役

（株式会社新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社ではありますが、  
当社グループとは出資、人事等の関係はありません。）

本間千雅氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

三 上 祐 人 （みかみ ゆうと）

【略歴】

昭和29年12月16日生

昭和56年9月 協和発酵株式会社入社

昭和58年12月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社

平成元年1月 ソニー・プルコ生命保険株式会社（現ソニー生命保険株式会社）入社

平成10年4月 同社事務企画部統括部長

平成19年4月 同社医務部統括部長

平成22年4月 株式会社メモリード・ライフ入社 執行役員顧客サービス部長

平成23年6月 同社取締役執行役員顧客サービス部長兼システム部長

平成26年9月 行政書士登録

平成29年6月 行政書士三上祐人事務所長（現任）

三上祐人氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役候補者であり、本株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーより送迎バスをご用意しておりますのでご利用ください。

## 定時株主総会会場のご案内 (燦ホールディングス株式会社)

会 場 公益社 千里会館 (まほろば)  
住 所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号  
TEL 06-6832-0034  
FAX 06-6831-7984



(第90期定時株主総会招集ご通知 添付書類)

## 第 9 0 期

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 計 算 書 類  
計 算 書 類  
会計監査人の監査報告書謄本  
監査役会の監査報告書謄本

燦ホールディングス株式会社

# 事業報告

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、自然災害による一時的な落ち込みはあったものの、良好な雇用・所得環境、好調な企業業績の下で、個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移しました。一方、海外経済の減速、特に、米中貿易摩擦などにより投資が冷え込み、昨秋以降鮮明となった中国経済の減速の影響により、年度末に向けてわが国の鉱工業生産は弱含み、輸出は伸び悩みました。

葬祭市場においては、故人や喪主の高齢化に加え、地域社会や職場の人間関係の希薄化等の影響もあり会葬者数は減少傾向にあるとともに、人々の価値観・嗜好の多様化が葬儀の形態や費用のかけ方に反映される傾向が強まっています。また、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店や、葬儀紹介業者によるインターネットを通じた集客など、事業者間の激しい競争が続いています。

以上のような環境変化を踏まえ、中期経営計画(平成28年度～平成30年度)の最終年度にあたる当期において、主要課題への取り組みを以下のとおり進めました。

第一に、グループ葬儀事業3社においては、サービス品質向上への取り組みを継続するとともに、集客力および提案力の強化を図りました。

第二に、葬儀事業の営業エリアの維持・拡大のため、新規会館の出店を進めました。その結果、平成30年12月に「公益社会館 津久野」（堺市西区）をオープンしたほか、平成31年2月に「公益社 上板橋会館」（東京都板橋区）、3月に「公益社 吉祥寺会館」（東京都武蔵野市）をそれぞれオープンしました。

さらに、平成31年4月には「公益社 香里園会館」（大阪府寝屋川市）をオープンしたほか、6月には「タライ会館 北大久保」（兵庫県明石市）をオープンする予定です。

第三に、新規事業創出への本格的取り組みとして、介護事業においては平成30年7月にリハビリ特化型デイサービス施設の2号店「ポシブル池田」（大阪府池田市）をオープンしました。飲食事業においては平成30年12月にラーメン店の3号店となる「うまい麺には福来たる 天五店」（大阪市北区）をオープンしました。

当期においては、グループの全葬儀施行件数が、(株)公益社を中心に前連結会計年度（以下、前期）と比べて伸長したことに加え、提案力向上の諸施策により葬儀施行単価も上昇したため、葬儀施行収入が前期比3.5%の増収となりました。葬儀に付随する販売やサービス提供による収入も各社総じて好調で、グループ全体として増収となりました。

費用については、前期に発生した「公益社 枚方会館」のリニューアルオープンに伴う減価償却費や消耗備品費の計上がなくなる一方、営業収益の増加に伴う直接費の増加、人員増を背景とした人件費の増加のほか、広告宣伝費や地代家賃も増加したため、営業費用は前期比2.4%増加しました。販売費及び一般管理費は、求人・採用経費の増加や役員および従業員に対するインセンティブ報酬制度の設計に係るコンサルティングフィーの発生等により前期比1.7%増加しました。

なお、昨夏の自然災害（大阪北部地震および台風20号・21号）に関する受取保険金43万円を営業外収益に、被害に対する補修工事等の災害損失43万円を営業外費用に、それぞれ計上しました。さらに、営業外収益には厚生年金基金の特例解散に伴う負担額の確定に伴い、厚生年金基金解散損失引当金戻入額21万円を計上しました。

また、平成24年4月に導入した転進支援制度を、平成30年8月31日付で廃止したことに伴う退職給付制度終了益1億42百万円を特別利益に計上しております。

この結果、当期の営業収益は207億66百万円となり、前期比3.5%の増収となりました。また、営業利益は29億40百万円（前期比10.6%増）、経常利益は29億36百万円（前期比10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億12百万円（前期比34.3%増）と、いずれも増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### ① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社では、首都圏の一般葬儀および関西圏の大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀）の施行件数が伸長しました。これは新規出店による営業エリアの拡大や集客チャネルの多様化、並びに組織間の連携強化の取り組みが奏功したものと考えられます。但し、関西圏の一般葬儀の施行件数は、一部エリアにおいて平成28年以降相次ぐ競合の新規出店の影響を受けたことにより減少しました。

一方、単価については、関西圏、首都圏ともに提案力の向上により一般葬儀の施行単価が上昇しました。

その結果、全体の葬儀施行件数は前期比0.3%の減少、葬儀施行収入は前期比3.3%の増収となりました。

葬儀に付随する販売等においては、仏壇仏具販売収入および墓地墓石の紹介手数料収入は前期比減収となったものの、返礼品販売収入が前期比大幅増収となったため、差し引きで前期比増収となりました。

費用については、消耗備品費が減少する一方、営業収益の増加に伴う直接費や人員増による人件費の増加、広告宣伝費の増加等により、営業費用は前期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は171億43百万円（前期比3.2%増）となり、セグメント利益は16億3百万円（前期比19.7%増）となりました。

#### ② 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、鳥取エリア・境港エリアを中心に葬儀施行件数が前期比3.3%増加したため、葬儀施行単価は低下したものの、葬儀施行収入は前期比2.2%の増収となりました。一方、返礼品や仏壇仏具の販売等葬儀に付随する収入は前期比減収となりました。

費用については、直接費率の改善および消耗備品費等の減少により、人員補充に伴う人件費の増加を吸収し、営業費用は前期並みとなりました。

この結果、当セグメントの売上高は14億9百万円（前期比1.1%増）となり、セグメント利益は36百万円（前期比59.9%増）となりました。

### ③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、葬儀施行件数が前期比7.5%増加したため、葬儀施行単価は低下したものの、葬儀施行収入は前期比6.2%の増収となりました。

また、葬儀に付随する販売等においても、仏壇仏具の販売を中心に大幅増収となりました。

費用については、直接費率の上昇、会館リニューアルに伴う消耗備品費および広告宣伝費の増加等により、営業費用は前期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は18億35百万円（前期比7.5%増）となり、セグメント利益は3億39百万円（前期比0.5%減）となりました。

### ④ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス(株)においては、配当金収入およびグループ内への不動産賃貸収入の増加により増収となりました。

費用については、修繕費や地代家賃が増加したものの、業務委託費や減価償却費が減少したため、営業費用は前期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は50億92百万円（前期比6.7%増）となり、セグメント利益は19億66百万円（前期比17.1%増）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、12億51百万円で、その主なものは次のとおりであります。

|       |       |       |         |
|-------|-------|-------|---------|
| 公益社   | 上板橋会館 | 新築工事等 | 2億34百万円 |
| 公益社   | 吉祥寺会館 | 新築工事等 | 2億3百万円  |
| 公益社   | 香里園会館 | 新築工事等 | 1億56百万円 |
| 公益社会館 | 津久野   | 新築工事等 | 1億47百万円 |

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から8億50百万円、(株)タルイから3億円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

① サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築

お客様に集中して向き合う体制を整えるとともに、標準化されたサービスや会館運営等に基づくブランド構築を図り、サービス品質でお客様に選ばれることを目指す。

② 葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大

東西の大都市圏を中心に積極的なドミナント出店により営業エリアの拡大を目指す。

③ ライフエンディングサポート事業の伸長

ライフエンディング・ステージをサポートするサービス範囲を拡大し、顧客満足と顧客単価の向上を図る。

④ 新規事業創出への本格的取組み

グループの事業ポートフォリオのリスクを軽減し、中長期的に安定継続成長を実現するため、新規事業へのチャレンジを継続し、着手した新たな事業については着実な展開を図る。

⑤ リスクマネジメントの強化

リスクマネジメントを強化し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

## 5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

|                         | 平成28年3月期<br>第87期 | 平成29年3月期<br>第88期 | 平成30年3月期<br>第89期 | 平成31年3月期<br>第90期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 営業収益(百万円)               | 18,509           | 18,677           | 20,070           | 20,766                        |
| 経常利益(百万円)               | 1,742            | 2,064            | 2,650            | 2,936                         |
| 親会社株主に<br>帰属する当期<br>純利益 | 368              | 1,345            | 1,573            | 2,112                         |
| 1株当たり当期純利益              | 65円57銭           | 239円59銭          | 280円11銭          | 376円08銭                       |
| 総資産(百万円)                | 27,042           | 27,961           | 30,161           | 31,326                        |
| 純資産(百万円)                | 21,837           | 22,943           | 24,255           | 26,070                        |
| 1株当たり純資産額               | 3,887円97銭        | 4,085円12銭        | 4,318円76銭        | 4,641円85銭                     |

### (2) 当社の財産および損益の状況

|            | 平成28年3月期<br>第87期 | 平成29年3月期<br>第88期 | 平成30年3月期<br>第89期 | 平成31年3月期<br>第90期(当期) |
|------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 営業収益(百万円)  | 4,648            | 4,917            | 4,774            | 5,092                |
| 経常利益(百万円)  | 1,238            | 1,789            | 1,678            | 1,966                |
| 当期純利益(百万円) | 781              | 1,516            | 1,232            | 1,701                |
| 1株当たり当期純利益 | 139円12銭          | 269円93銭          | 219円40銭          | 302円88銭              |
| 総資産(百万円)   | 25,620           | 25,952           | 27,569           | 28,465               |
| 純資産(百万円)   | 21,949           | 23,226           | 24,197           | 25,600               |
| 1株当たり純資産額  | 3,907円93銭        | 4,135円41銭        | 4,308円34銭        | 4,558円23銭            |

(注) (第87期) 企業集団(当社および連結子会社の一部)の親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額および減損損失を計上したためであります。  
当社は、特別損失に関係会社株式評価損を計上いたしました。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 名 称                | 資本金<br>百万円 | 出資比率<br>% | 主 要 な 事 業 内 容                                                  |
|--------------------|------------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 株式会社公益社            | 100        | 100       | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業 |
| エクセル・サポート・サービス株式会社 | 40         | 100       | 葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業                                |
| 株式会社葬仙             | 10         | 100       | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業                                              |
| 株式会社タルイ            | 10         | 100       | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業                                              |

## 7. 企業集団の主要な事業内容

| 事業部門等の名称    | 主 要 な 事 業 内 容               |
|-------------|-----------------------------|
| 葬 儀 事 業     | 葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売 |
| 運 送 事 業     | 霊柩運送、寝台自動車運送、旅客運送           |
| そ の 他 の 事 業 | 不動産事業、介護事業                  |

8. 企業集団の主要な拠点等

平成31年3月31日現在

| 名 称           |   |   |   | 所 在 地 |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|-------|---|---|---|---|
| 燦ホールディングス株式会社 |   |   |   | 大     | 阪 | 市 | 北 | 区 |
| 大             | 東 | 京 | 本 | 東     | 京 | 都 | 港 | 区 |
| 株式会社 公益社      |   |   |   | 大     | 阪 | 市 | 北 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 天 | 大     | 阪 | 市 | 北 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 城 | 大     | 阪 | 市 | 旭 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 森 | 大     | 阪 | 市 | 西 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 玉 | 大     | 阪 | 市 | 阿 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 西 | 大     | 阪 | 市 | 吹 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 千 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 吹 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 江 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 千 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 里 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 枚 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 方 | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | ず | 大     | 阪 | 府 | 吹 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 香 | 大     | 阪 | 府 | 寝 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 高 | 大     | 阪 | 府 | 高 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 豊 | 大     | 阪 | 府 | 豊 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 守 | 大     | 阪 | 府 | 豊 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 石 | 大     | 阪 | 府 | 池 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 東 | 大     | 阪 | 府 | 東 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 堺 | 大     | 堺 | 市 | 北 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 津 | 大     | 堺 | 市 | 北 | 区 |
| 公             | 益 | 社 | 岸 | 大     | 阪 | 府 | 岸 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 共 | 大     | 兵 | 府 | 羽 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 善 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 宮 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 子 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 甲 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 宝 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 武 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 庫 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 吉 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 南 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 甲 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 六 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 富 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 学 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 西 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 用 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 田 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 喜 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 雪 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |
| 公             | 益 | 社 | 谷 | 大     | 兵 | 府 | 西 | 市 |



## 9. 企業集団および当社の使用人の状況

### (1) 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前期末比増減 |
|----------|-------------|--------|
| 公益社グループ  | 531名 (734名) | 16名増   |
| 葬仙グループ   | 48名 (45名)   | 4名増    |
| タイルグループ  | 39名 (53名)   | 1名増    |
| 持株会社グループ | 52名 (1名)    | 2名減    |
| 合計       | 670名 (833名) | 19名増   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を( )外数で記載しております。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 52名  | 2名減    | 49.1歳 | 9年4ヶ月  |

(注) 使用人数は就業人員であります。

## 10. 企業集団の主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行   | 400   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 200   |
| 日本生命保険相互会社   | 150   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 150   |

百万円

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（平成31年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,616,294株（自己株式465,714株を除く）
- (3) 株主数 3,619名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
|                           | 株       | %       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 631,400 | 11.24   |
| 銀 泉 株 式 会 社               | 279,700 | 4.98    |
| 株 式 会 社 公 益 社 （ 京 都 ）     | 252,300 | 4.49    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 185,400 | 3.30    |
| 久 後 豊 子                   | 177,200 | 3.16    |
| 久 後 陽 子                   | 159,803 | 2.85    |
| 久 後 吉 孝                   | 159,800 | 2.85    |
| 久 後 隆 司                   | 135,397 | 2.41    |
| 小 西 光 治                   | 117,801 | 2.10    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社       | 116,000 | 2.07    |

- (注) 1. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
2. 当社は、自己株式465,714株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況

平成31年3月31日現在

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                      |
|--------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 野 呂 裕 一 | (株)公益社 代表取締役会長                                     |
| 代表取締役副社長     | 播 島 聡   | (株)公益社 代表取締役社長                                     |
| 取 締 役        | 的 羽 元 司 | 管理本部・企画本部・コンプライアンス・内部監査担当兼管理本部長兼総務部長<br>(株)公益社 取締役 |
| 取 締 役        | 宮 島 康 子 | 情報システム本部担当兼情報システム本部長<br>(株)公益社 取締役                 |
| ※1 取 締 役     | 原 田 雅 俊 | (一社)国際産業関係研究所 代表理事                                 |
| ※1 取 締 役     | 末 川 久 幸 | 新田ゼラチン(株) 社外取締役                                    |
| ※2 常 勤 監 査 役 | 内 藤 光 昭 | (株)公益社 監査役                                         |
| 常 勤 監 査 役    | 秦 一 二 三 | (株)公益社 監査役                                         |
| ※2 監 査 役     | 高 橋 秀 彰 | 公認会計士・税理士<br>高橋秀彰総合会計士事務所 代表                       |
| ※2 監 査 役     | 田 村 茂   | (株)ジャフコ 社外取締役<br>(株)コーチ・エイ 社外取締役                   |

- (注) 1. ※1は社外取締役であります。  
 2. ※2は社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役秦一二三氏は公認会計士、社外監査役高橋秀彰氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役原田雅俊、末川久幸および監査役内藤光昭、高橋秀彰、田村茂の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 6名  | 156,813千円 |
| 監 査 役 | 4名  | 36,000千円  |
| 合 計   | 10名 | 192,813千円 |

- (注) 1. 役員報酬限度額は、取締役が年額350,000千円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（ただし、100,000千円を上限とする。）とする変動枠の合計額以内、監査役は年額50,000千円であります。
2. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は36,600千円であります。
3. 上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額40,881千円を含めております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

| 地位  | 氏名     | 重要な兼職の状況                         | 当社との関係       |
|-----|--------|----------------------------------|--------------|
| 取締役 | 原田 雅 俊 | (一)国際産業関係研究所 代表理事                | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 末川 久 幸 | 新田ゼラチン(株) 社外取締役                  | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 高橋 秀 彰 | 高橋秀彰総合会計士事務所 代表                  | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 田村 茂   | (株)ジャフコ 社外取締役<br>(株)コーチ・エィ 社外取締役 | 特別の関係はありません。 |

##### ② 社外役員の主な活動状況

|              | 出席状況および発言状況                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 原田 雅 俊   | 当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。                                   |
| 取締役 末川 久 幸   | 当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。                                   |
| 常勤監査役 内藤 光 昭 | 当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に経理・内部統制分野での豊富な経験と幅広い知識からの発言を行っております。 |
| 監査役 高橋 秀 彰   | 当期開催の取締役会16回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士・税理士としての見地からの発言を行っております。  |
| 監査役 田村 茂     | 当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。         |

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                                 |          |
|-------------------------------------------------|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務<br>（監査証明業務）についての報酬等の額 | 34,200千円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額   | 34,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
- ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。

また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。

- ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
- ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
- ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
- ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理を実施する。

- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
- ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

- (7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。

通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (9) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役職務の執行が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

### (2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

### (4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人材力、専用施設、運営ノウハウ、商品・サービス要素の調達力、商品開発力、企画運営力などをその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。

まず平成21年4月に、予想される社会環境、顧客および競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン（平成25年に見直し、その後平成28年に一部改訂）」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念を再定義いたしました。その経営理念とは、「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」であります。

次に企業価値の源泉の最重要なものとして、創業87年の歴史に裏付けられた知識と経験を継承し、葬祭サービスとして体現する「人」を位置付けております。お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材を多数有することこそが、当社グループのコア・コンピタンス、すなわち競合他社に対する持続的優位性をもたらします。

儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、①個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、②お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

そして、「人」が企業価値の最重要の源泉であり続けるためには、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。さらに、現場の主体性を重視し、権限委譲を進めることにより、社員の高い内発的動機に裏打ちされた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客様に応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指しております。

この経営理念と企業価値の源泉に基づき、企業価値向上の方策は、当社グループのビジョン《東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大》と《ライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化》に

よる顧客価値の向上を基軸としております。

これをふまえて、中期経営計画（平成28年度～平成30年度）においては、①サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築、②葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大、③ライフエンディングサポート事業の伸長、④新規事業創出への本格的取組み、⑤基盤整備の完遂、⑥リスクマネジメントの強化、の6つの重点課題の達成に取り組んでおります。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、平成28年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲並びにその監督体制を明確に定めております。

当社は、これらの取組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を同一の内容で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第87期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付

者等」といいます。) に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株

式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/160513\\_1.pdf](https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/160513_1.pdf)）に掲載する平成28年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「(2)①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさ

に当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、「(2)②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第87期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                   | 負 債 の 部          |                   |
|---------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目           | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流動資産</b>   | <b>6,650,801</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>3,792,567</b>  |
| 現金及び預金        | 5,611,704         | 営業未払金            | 1,017,115         |
| 営業未収入金        | 650,570           | 1年内返済予定の長期借入金    | 919,992           |
| 商品及び製品        | 101,825           | リース債務            | 103,954           |
| 原材料及び貯蔵品      | 41,916            | 未払金              | 718,925           |
| 未取還付法人税等      | 75,183            | 未払法人税等           | 99,028            |
| その他           | 170,740           | 未払消費税等           | 162,098           |
| 貸倒引当金         | △1,139            | 賞与引当金            | 523,513           |
| <b>固定資産</b>   | <b>24,676,189</b> | 役員賞与引当金          | 49,571            |
| <b>有形固定資産</b> | <b>22,362,898</b> | その他              | 198,369           |
| 建物及び構築物       | 9,375,544         | <b>固定負債</b>      | <b>1,464,408</b>  |
| 機械装置及び運搬具     | 45,527            | 長期借入金            | 25,030            |
| 工具、器具及び備品     | 128,699           | リース債務            | 368,125           |
| 土地            | 12,344,809        | 資産除去債務           | 320,236           |
| リース資産         | 435,793           | 長期預り金            | 221,813           |
| 建設仮勘定         | 32,524            | 長期未払金            | 529,202           |
| <b>無形固定資産</b> | <b>89,937</b>     | <b>負債合計</b>      | <b>5,256,975</b>  |
| 投資その他の資産      | 2,223,353         | <b>純資産の部</b>     |                   |
| 長期貸付金         | 237,136           | 科 目              | 金 額               |
| 繰延税金資産        | 456,074           | <b>株主資本</b>      | <b>26,070,015</b> |
| 不動産信託受益権      | 539,662           | 資本金              | 2,568,157         |
| 差入保証金         | 704,147           | 資本剰余金            | 5,488,615         |
| その他           | 295,248           | 利益剰余金            | 19,027,330        |
| 貸倒引当金         | △8,915            | 自己株式             | △1,014,088        |
| <b>資産合計</b>   | <b>31,326,991</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>26,070,015</b> |
|               |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>31,326,991</b> |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成30年4月1日から)  
(平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 営業収益            |         | 20,766,984 |
| 営業費用            |         | 16,484,384 |
| 営業総利益           |         | 4,282,600  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,342,550  |
| 営業利益            |         | 2,940,049  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 3,762   |            |
| 受取配当金           | 4       |            |
| 受取保険金           | 53,123  |            |
| 厚生年金基金解散損失引当金戻入 | 21,627  |            |
| 雑収入             | 16,689  | 95,207     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 9,249   |            |
| 解体撤去費用          | 39,007  |            |
| 災害損失            | 43,093  |            |
| 雑損失             | 6,934   | 98,284     |
| 経常利益            |         | 2,936,971  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 3,154   |            |
| 退職給付制度終了益       | 142,747 | 145,901    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 4,262   |            |
| 減損損失            | 59,697  | 63,960     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 3,018,913  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 617,115 |            |
| 法人税等調整額         | 289,609 | 906,725    |
| 当期純利益           |         | 2,112,188  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 2,112,188  |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

|        |                 |                   |
|--------|-----------------|-------------------|
| 株主資本   |                 |                   |
| 資本金    | 当期首残高及び当期末残高    | 2,568,157         |
| 資本剰余金  | 当期首残高及び当期末残高    | <u>5,488,615</u>  |
| 利益剰余金  | 当期首残高           | 17,212,808        |
|        | 当期変動額           |                   |
|        | 剰余金の配当          | △297,665          |
|        | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,112,188         |
|        | 当期末残高           | <u>19,027,330</u> |
| 自己株式   | 当期首残高           | △1,013,908        |
|        | 当期変動額           |                   |
|        | 自己株式の取得         | △180              |
|        | 当期末残高           | <u>△1,014,088</u> |
| 株主資本合計 | 当期首残高           | 24,255,673        |
|        | 当期変動額           |                   |
|        | 剰余金の配当          | △297,665          |
|        | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,112,188         |
|        | 自己株式の取得         | △180              |
|        | 当期末残高           | <u>26,070,015</u> |
| 純資産合計  | 当期首残高           | 24,255,673        |
|        | 当期変動額           |                   |
|        | 剰余金の配当          | △297,665          |
|        | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,112,188         |
|        | 自己株式の取得         | △180              |
|        | 当期末残高           | <u>26,070,015</u> |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社は、(株)公益社、エクセル・サポート・サービス(株)、(株)葬仙、(株)タルイの4社であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
- 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
- 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 土地信託の会計処理の方法
- 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理の方法
- 税抜き方式によっております。
- (6) 連結納税制度の適用
- 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

1. 連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記していた営業外収益の「社宅金収入」（当連結会計年度は3,728千円）は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「社宅金収入」は3,438千円、「受取保険金」は861千円であります。

2. (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 9,886,137千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途   | 場所      | 種類                                          | 減損損失<br>(千円) |
|------|---------|---------------------------------------------|--------------|
| 葬儀会館 | 兵庫県西宮市  | 建物及び構築物、<br>工具、器具及び備品、<br>リース資産、その他         | 34,617       |
| 飲食店  | 大阪市淀川区他 | 建物及び構築物、<br>機械装置及び運搬具、<br>工具、器具及び備品、<br>その他 | 25,079       |

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

兵庫県西宮市および大阪市淀川区他の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスであるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

それぞれの内訳は、兵庫県西宮市の資産グループが、建物及び構築物30,414千円、工具、器具及び備品654千円、リース資産2,565千円、その他982千円、大阪市淀川区他の資産グループが、建物及び構築物17,874千円、機械装置及び運搬具2,927千円、工具、器具及び備品1,665千円、その他2,612千円であります。

なお、当資産グループは、賃借を主とする資産のため回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

|        | 当連結会計年度末<br>株 式 数 |
|--------|-------------------|
| 発行済株式数 |                   |
| 普通株式   | 6,082,008         |
| 合 計    | 6,082,008         |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|----------------------|-------|----------------|-----------------------|------------|------------|
| 平成30年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 146,025        | 26                    | 平成30年3月31日 | 平成30年6月27日 |
| 平成30年11月8日<br>取締役会   | 普通株式  | 151,640        | 27                    | 平成30年9月30日 | 平成30年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| (決議)                | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日 |
|---------------------|------------|----------------|-------|---------------------|------------|-----------|
| 令和元年6月25日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式   | 168,488        | 利益剰余金 | 30                  | 平成31年3月31日 | 令和元年6月26日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金の効率的運用を図るため、短期的な運転資金はグループ金融制度を運用しております。さらに、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額    |
|--------------------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金                     | 5,611,704      | 5,611,704 | —      |
| (2) 営業未収入金                     | 650,570        | 650,570   | —      |
| (3) 長期貸付金                      | 237,136        | 256,594   | 19,458 |
| 資産計                            | 6,499,411      | 6,518,869 | 19,458 |
| (1) 営業未払金                      | 1,017,115      | 1,017,115 | —      |
| (2) 未払法人税等                     | 99,028         | 99,028    | —      |
| (3) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 945,022        | 945,044   | 22     |
| 負債計                            | 2,061,165      | 2,061,188 | 22     |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

当社グループでは、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、抵当権を設定しているものがほとんどであるため、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を基とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金（期限前特約権の行使による期限前解約特約借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|--------|-----------|---------|----------|--------|
| 現金及び預金 | 5,611,704 | —       | —        | —      |
| 営業未収入金 | 650,570   | —       | —        | —      |
| 長期貸付金  | 17,132    | 71,447  | 93,125   | 55,430 |

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 長期借入金 | 919,992 | 19,992  | 5,038   | —       | —       |

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル（土地を含む）および賃貸用土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 2,532,747   | 12,013     | 2,544,760  | 4,655,000   |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、不動産信託受益権の増加（12,013千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 4,641円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 376円08銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部          |                   |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,168,947</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>2,442,592</b>  |
| 現金及び預金          | 2,616,489         | 営業未払金            | 667               |
| 前払費用            | 103,220           | 短期借入金            | 1,150,000         |
| 短期貸付金           | 100,000           | 1年内返済予定の長期借入金    | 900,000           |
| 未収還付法人税等        | 75,183            | リース債務            | 9,008             |
| その他             | 274,053           | 未払金              | 196,625           |
| <b>固定資産</b>     | <b>25,296,617</b> | 未払費用             | 8,456             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>20,834,924</b> | 未払法人税等           | 49,637            |
| 建物              | 8,174,476         | 未払消費税等           | 11,868            |
| 構築物             | 260,275           | 預り金              | 12,182            |
| 機械及び装置          | 9,001             | 賞与引当金            | 41,056            |
| 工具、器具及び備品       | 32,423            | 役員賞与引当金          | 40,881            |
| 土地              | 12,308,709        | その他              | 22,208            |
| リース資産           | 20,447            | <b>固定負債</b>      | <b>422,589</b>    |
| 建設仮勘定           | 29,592            | リース債務            | 12,831            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>75,628</b>     | 長期未払金            | 49,238            |
| ソフトウェア          | 46,981            | 資産除去債務           | 241,419           |
| 電話加入権           | 28,646            | その他              | 119,100           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,386,064</b>  | <b>負債合計</b>      | <b>2,865,181</b>  |
| 関係会社株式          | 2,562,585         | <b>純資産の部</b>     |                   |
| 出資金             | 1,270             | 科 目              | 金 額               |
| 長期貸付金           | 237,071           | <b>株主資本</b>      | <b>25,600,382</b> |
| 長期前払費用          | 197,590           | 資本金              | 2,568,157         |
| 繰延税金資産          | 145,407           | 資本剰余金            | 5,488,615         |
| 不動産信託受益権        | 539,662           | 資本準備金            | 5,488,615         |
| 保険積立金           | 8,726             | 利益剰余金            | 18,557,697        |
| 差入保証金           | 666,349           | 利益準備金            | 225,639           |
| その他             | 27,400            | その他利益剰余金         | 18,332,058        |
| <b>資産合計</b>     | <b>28,465,564</b> | 配当平均積立金          | 230,000           |
|                 |                   | 固定資産圧縮積立金        | 208,042           |
|                 |                   | 別途積立金            | 8,433,992         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金          | 9,460,022         |
|                 |                   | 自己株式             | △1,014,088        |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>25,600,382</b> |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>28,465,564</b> |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成30年4月1日から)  
(平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目              | 金         | 額         |
|------------------|-----------|-----------|
| 営業収益             |           | 5,092,711 |
| 営業費用             |           |           |
| 不動産賃貸原価          | 1,911,583 |           |
| 一般管理費            | 1,163,749 | 3,075,332 |
| 営業利益             |           | 2,017,379 |
| 営業外収益            |           |           |
| 受取利息             | 4,239     |           |
| 受取保険金            | 25,156    |           |
| 厚生年金基金解散損失引当金額戻入 | 2,056     |           |
| 雑収入              | 2,839     | 34,292    |
| 営業外費用            |           |           |
| 支払利息             | 17,488    |           |
| 解体撤去費用           | 39,007    |           |
| 災害損失             | 24,990    |           |
| 雑損失              | 4,019     | 85,505    |
| 経常利益             |           | 1,966,166 |
| 特別利益             |           |           |
| 退職給付制度終了益        | 5,402     | 5,402     |
| 特別損失             |           |           |
| 固定資産除却損          | 3,604     |           |
| 減損損失             | 54,780    | 58,384    |
| 税引前当期純利益         |           | 1,913,184 |
| 法人税、住民税及び事業税     | 216,267   |           |
| 法人税等調整額          | △4,135    | 212,132   |
| 当期純利益            |           | 1,701,052 |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

|           |              |         |            |
|-----------|--------------|---------|------------|
| 株主資本      |              |         |            |
| 資本金       | 当期首残高及び当期末残高 |         | 2,568,157  |
| 資本剰余金     |              |         |            |
| 資本準備金     | 当期首残高及び当期末残高 |         | 5,488,615  |
| 利益剰余金     |              |         |            |
| 利益準備金     | 当期首残高及び当期末残高 |         | 225,639    |
| その他利益剰余金  |              |         |            |
| 配当平均積立金   | 当期首残高及び当期末残高 |         | 230,000    |
| 固定資産圧縮積立金 | 当期首残高及び当期末残高 |         | 208,042    |
| 別途積立金     | 当期首残高及び当期末残高 |         | 8,433,992  |
| 繰越利益剰余金   | 当期首残高        |         | 8,056,636  |
|           | 当期変動額        | 剰余金の配当  | △297,665   |
|           |              | 当期純利益   | 1,701,052  |
|           | 当期末残高        |         | 9,460,022  |
| 自己株式      | 当期首残高        |         | △1,013,908 |
|           | 当期変動額        | 自己株式の取得 | △180       |
|           | 当期末残高        |         | △1,014,088 |
| 株主資本合計    | 当期首残高        |         | 24,197,176 |
|           | 当期変動額        | 剰余金の配当  | △297,665   |
|           |              | 当期純利益   | 1,701,052  |
|           |              | 自己株式の取得 | △180       |
|           | 当期末残高        |         | 25,600,382 |
| 純資産合計     | 当期首残高        |         | 24,197,176 |
|           | 当期変動額        | 剰余金の配当  | △297,665   |
|           |              | 当期純利益   | 1,701,052  |
|           |              | 自己株式の取得 | △180       |
|           | 当期末残高        |         | 25,600,382 |

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法
  - 有価証券
    - ① 子会社株式 移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券  
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
    - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。  
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。  
主な耐用年数は下記のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 18～50年 |
| 構築物       | 10～20年 |
| 機械及び装置    | 7～15年  |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年  |
  - (2) 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  - (4) 長期前払費用 定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### 4. 土地信託の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。

### 5. 消費税等の会計処理の方法

税抜き方式によっております。

### 6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (表示方法の変更)

### 1. 損益計算書

前事業年度において、区分掲記していた営業外収益の「保険事務手数料」（当事業年度は935千円）は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

また、前事業年度において営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「保険事務手数料」は992千円、「受取保険金」は10千円であります。

### 2. (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## (貸借対照表に関する注記)

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,053,605千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |             |
| 金銭債権              | 373,031千円   |
| 金銭債務              | 1,202,036千円 |
| 3. 保証債務           |             |
| 銀行借入金に対する保証債務     |             |
| (株)葬仙             | 45,022千円    |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 営業収益       | 4,688,353千円 |
| 営業費用       | 12,813千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 8,972千円     |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

|         | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 |
|---------|----------------------|
| 自 己 株 式 |                      |
| 普 通 株 式 | 465,714              |
| 合 計     | 465,714              |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 減損損失    | 412,208千円 |
| 子会社株式   | 284,575千円 |
| 資産除去債務  | 73,801千円  |
| 減価償却超過額 | 19,857千円  |
| 賞与引当金   | 12,550千円  |
| 未払事業税等  | 10,744千円  |
| 未払金     | 8,947千円   |
| 未払費用    | 2,523千円   |
| その他     | 5,482千円   |

繰延税金資産小計 830,692千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △536,521千円

評価性引当額小計 △536,521千円

繰延税金資産合計 294,170千円

繰延税金負債

|           |           |
|-----------|-----------|
| 固定資産圧縮積立金 | △91,601千円 |
| 資産除去費用    | △50,379千円 |
| その他       | △6,782千円  |

繰延税金負債合計 △148,763千円

繰延税金資産（負債）の純額 145,407千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、会館用建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係                                                   | 取引の内容                    | 取引金額             | 科目    | 期末残高    |
|-----|--------|------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------|-------|---------|
| 子会社 | ㈱公益社   | 所有<br>直接<br>100% | 土地・建物の賃貸<br>役員の兼任<br>経営指導・事務管理等の受託<br>グループ金融制度による資金の調達および運用 | 賃貸料の受取<br>(注) 1          | 2,206,754        | —     | —       |
|     |        |                  |                                                             | 経営指導料・事務受託料等の受取<br>(注) 2 | 691,920          | —     | —       |
|     |        |                  |                                                             | 資金の借入<br>(注) 3           | 850,000<br>(注) 4 | 短期借入金 | 850,000 |
| 子会社 | ㈱タライ   | 所有<br>直接<br>100% | グループ金融制度による資金の調達および運用<br>役員の兼任                              | 資金の借入<br>(注) 3           | 300,000<br>(注) 4 | 短期借入金 | 300,000 |

取引金額には消費税等を含めておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 土地・建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、1年ごとに交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
2. 経営指導料・事務受託料等については、役員兼務および事務受託業務等の内容に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は原則3ヶ月後としております。ただし、期間中であっても、双方協議のうえ、追加の借入、若しくは返済、または貸付けを行えることとしております。なお、担保は提供していません。
4. 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 4,558円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 302円88銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和元年5月14日

## 燦ホールディングス株式会社 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 内 藤 光 昭 | ㊟ |
| 常 勤 監 査 役    | 秦 一 二 三 | ㊟ |
| 社 外 監 査 役    | 高 橋 秀 彰 | ㊟ |
| 社 外 監 査 役    | 田 村 茂   | ㊟ |

以 上